

久留米市公営企業会計システム構築業務プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、公募型プロポーザル方式により「久留米市公営企業会計システム構築業務」に係る契約締結候補者を選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 概要

| | |
|------------------------|---|
| (1) 実施業務 | 久留米市公営企業会計システム構築業務 |
| (2) 提案範囲 | システムの構築業務及び運用・保守業務 |
| (3) 提案する業務の内容 | 別紙「仕様書」参照 |
| (4) 提案上限額 (対象:構築業務) | 23,100,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。） ※契約予定額を示すものではなく構築業務の規模を示すもの。 ※運用・保守業務（5年間）に係る費用は含まない。ただし、価格提案の評価対象は、構築業務と運用・保守業務の合計額とする。 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書の提出締切時点で、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 久留米市競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 次の業務実績を全て有していること。なお、運用・保守業務の実績については求めない。
 - ①令和2年度以降に、人口20万人以上の地方公共団体向けの公営企業会計システムの構築実績があること。
 - ②地方公共団体向けのクラウド型システム（LGWAN-ASP）の構築実績があること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証またはプライバシーマーク制度の認証を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (7) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次の地方税等を完納していること。
 - ①久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ②久留米市以外の福岡県内 県税
- (8) 「手形交換所による取引停止処分や主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である」と認められる者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者でないこと。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール

| 日程 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| 令和8年1月7日（水） | 公募開始（市HPにおける実施要項、仕様書等の交付の開始） |
| 1月15日（木） | 質問書の受付期限 |
| 1月21日（水） | 質問書への最終回答 |
| 1月27日（火） | 参加申込書の受付期限 |
| ～1月30日（金） | 参加資格の審査結果通知書の発送 |
| 2月10日（火） | 企画提案書等の提出期限 |
| 2月19日（木） ※予定 | プレゼンテーションの実施 ※予定であり変更する場合がある。詳細は参加資格の審査結果と併せて通知予定。 |
| 2月25日（水） | 審査結果の公表（本市ホームページ） |
| 3月中 | システム構築業務の契約締結 |

5 関係書類の交付

本プロポーザルの関係書類については、久留米市ホームページからダウンロードすること。

6 質問書の提出及び回答

（1） 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第1号）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで送信し、併せて電話により受信確認を行うこと。

（2） 受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月15日（木）17時まで（必着）

（3） 提出先

久留米市上下水道部経理課（担当：川野、本田）

◇電子メール送信先：keiri@city.kurume.lg.jp

◇受信確認架電先：0942-30-8506（平日の9時から17時まで）

（4） 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、下記の期日までに久留米市ホームページにて公表する。

令和8年1月21日（水） 17時

7 参加申込の手続き

（1）提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、受付期間内に提出書類を持参または郵便にて提出すること。なお、郵便の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

（2）受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月27日（火） 17時まで（必着）

※持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

※郵便の場合は、受付期間内に到着したものに限る。

（3）提出先

久留米市上下水道部経理課（担当：川野、本田）

◇住所：839-8501 福岡県久留米市合川町2190番地3 上下水道部合川庁舎

（4）提出書類

| 提出書類 | 提出部数 |
|----------------|--------|
| 参加申込書（様式第2号） | 紙媒体で1部 |
| 参加資格回答書（様式第3号） | |

（5）参加資格審査及び結果通知

提出書類に基づき本プロポーザルへの参加資格の有無について審査する。

参加資格審査結果通知書（様式第4号）を令和8年1月30日（金）までに発送する。

8 企画提案書等の提出

（1）提出方法

参加資格審査結果通知書により、本プロポーザルへの参加資格を有することを認められた者は、受付期間内に提出書類を持参または郵便にて提出すること。なお、郵便の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(2) 受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火） 17時まで

※持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

※郵便の場合は、受付期間内に到着したものに限る。

(3) 提出先

久留米市上下水道部経理課（担当：川野、本田）

◇住所：839-8501 福岡県久留米市合川町2190番地3 上下水道部合川庁舎

(4) 提出書類

| 提出書類 | 提出部数 |
|----------------|---------------------|
| 企画提案書（9-(1)参照） | |
| 機能要件回答書（様式第6号） | ◇紙媒体：正本1部、副本12部 |
| 業務実績調書（様式第7号） | ◇電子データ（CDまたはDVD）：1枚 |
| 価格提案書（様式第8号） | |

9 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書

①形式・留意点

- (ア) 「A4用紙」・「両面印刷」・「長辺綴じ」・「フォントサイズ11ポイント以上」・「横書」とする。なお、図表等で一部「A3用紙」を使用する場合は、A4版に織り込むこと。
- (イ) 表紙を除いて30ページ以内とする。
- (ウ) 正本・副本ともに表紙に「久留米市公営企業会計システム構築及び運用・保守業務企画提案書」と記載すること。併せて、正本の表紙に事業者名を記載すること。
- (エ) 副本には、事業者名の記載や事業者名が特定される可能性がある記載を行わないこと。
- (オ) 言語は日本語。出来る限り平易な用語を使用し、専門用語のみの記載は避けること。

②構成とポイント

基本的には任意の様式とするが、次の項目については必ず記載すること。

| 項目 | 記載ポイント |
|------------------|--|
| 1 システムの構成 | システム構成の全体像。 |
| 2 システム全般のPRポイント | 機能や操作性における特徴・PRポイント。 |
| 3 システムの構築体制や作業工程 | 安全かつ円滑な構築業務の遂行を実現できる人員体制や作業工程であるとの説明。 |
| 4 運用・保守の体制 | 運用サポート体制や利用環境維持のための保守体制の具体的な説明。 |
| 5 追加提案 | 仕様書や要件定義書に記載のないもので、本市にとって有益（業務改善に繋がる等）な機能等の説明。 |

(2) 機能要件回答書

様式第6号に基づき、本市が求める全ての機能要件への対応内容（『対応する』又は『対応不可』）を回答すること。

なお、当該回答書において『対応する』とした機能については、価格提案書により提案する価格の範囲内で構築すること。

(3) 業務実績調書

様式第7号に基づき、本プロポーザルへの参加資格要件としているシステム構築業務の実績について回答すること。なお、要件ごとの実績件数を業務実績の評価対象としていることに留意すること。

(4) 価格提案書

様式第8号に基づき、『構築業務』に係る費用と『運用・保守業務』に係る費用とを記載すること。なお、価格の評価の対象額は、これらの合計額とする。

①システム構築業務に係る費用

- (ア) システム構築（機能要件回答書において『対応する』と回答した全ての機能の構築を含む）に係る全ての費用を計上すること。
- (イ) 2-(4)に示す提案上限額（税抜23,100,000円）の対象であるため、同額以内の金額（税抜）とすること。
- (ウ) 当該提案額を構築業務の契約額の上限とする。

②運用・保守業務に係る費用

- (ア) 構築業務完了後のシステムの運用・保守に係る費用（システム・サーバー利用料を含む）を計上すること。なお、システム利用期間は5年間を想定し、5年間の運用・保守に係る費用の総額と1ヶ月毎の金額とを計上すること。
- (イ) 2-(4)に示す提案上限額（税抜23,100,000円）の対象ではない。
- (ウ) 本プロポーザルにおける提案額を、運用・保守業務を契約する際の上限額とする。
- (エ) 本プロポーザルに基づいてシステム構築業務の契約を締結した場合においても、運用・保守業務の契約締結を確約するものではない。

10 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり「参加辞退届（様式第5号）」を持参または郵便で提出すること。

(1) 受付期間

令和8年2月9日（月） 17時まで

(2) 提出先

参加申込書に同じ

11 プロポーザル実施の条件

本プロポーザルへの参加表明者が1者のみの場合であっても、参加者のプレゼンテーションを実施し、本市が求める要件を満たした場合は、契約締結候補者とする。

12 審査方法

審査及び評価については、「久留米市公営企業会計システム構築業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行うものとし、次のとおりプレゼンテーションを実施し、契約締結候補者と次順位候補者を選定する。また、提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において選定の可否を決定する。

（1）プレゼンテーション

| | |
|------|---|
| 開催日 | 令和8年2月19日（予定であり変更する場合がある。） 具体的な日時については、参加資格の審査結果と併せて通知する。 |
| 開催場所 | 久留米市上下水道部合川庁舎 3階 第一会議室（控室：3階第2会議室） 839-8501 福岡県久留米市合川町2190番地3 |
| 発表時間 | 配分時間は1者あたり45分を予定。内訳は次のとおり。 [プレゼンテーション20分以内] + [質疑応答：25分以上] |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・参加人員数は、配置予定技術者を含む4名以内とする。・スクリーン及び電源は本市が準備する。・会社名の特定に繋がるような説明は行わないこと。・機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。・事前に提出した提案書の内容と著しく異なる説明の場合は失格とし、評価対象としない。・指定した時刻に遅れた場合は、失格とする場合がある。 |

（2）審査結果

審査結果については、令和8年2月25日（水）までに、本市ホームページにて公表する。
なお、本プロポーザルの審査結果に対する質問は受け付けない。

13 契約

（1）契約方法

審査により決定した契約締結候補者と契約締結に向けて協議を行い、提案上限額の範囲内で適正な業務を行うことができると判断される場合に、システム構築業務の契約を締結する。

ただし、当該協議が不調となった場合または契約締結候補者が失格となった場合など、契約締結候補者と契約締結に至らないときは、次順位候補者を相手方として契約締結に向けた協議を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約書

久留米市契約事務規則及びその他関係法令に基づき作成する。

14 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用については、参加者負担とする。
- (2) 参加者は、業務遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (4) 提案書類は返却しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- (5) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は直ちに失格とする。
- (6) 提案書の審査過程内容については一切公開しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて、本市の要求水準を満たす提案がなかった場合、契約締結候補者の選定を行わないものとする。また、提案者が1者であっても、本市の要求水準を満たす提案であれば、その者を契約締結候補者として選定する。
- (8) 本プロポーザルの募集開始日（令和8年1月7日）から審査委員会における選考が終了するまでの間、審査委員及び評価担当者への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の関係条例・規則等の定めるところによるものとする。